児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (案)

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年茨城県条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)及び条例において使用する用語の例による。

(児童の居室の定員及び面積)

第3条 条例第16条第4号の規則で定める基準は、児童の居室にあってはその定員は1室につき4人以下、かつ、当該1室の面積は1人につき4.95平方メートル以上、乳児又は幼児のみの居室にあってはその定員は1室につき6人以下、かつ、当該1室の面積は1人につき3.3平方メートル以上であることとする。

(少年の居室の定員及び面積)

- 第4条 条例第16条第5号の規則で定める基準は、少年の居室の定員は1室につき1人、かつ、当該1室の面積は8平方メートル以上であることとする。
- 2 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童(少年を含む。以下 この項において同じ。)で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居 室を設けることとする。

(職員の員数)

- 第5条 条例第19条第3項に規定する児童指導員、保育士及び心理療法担当職員の数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。
 - (1) 児童指導員及び保育士 総数で次に掲げる数をいずれも満たす数
 - ア 満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1以上
 - イ 満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1以上
 - ウ 満3歳以上の児童おおむね3人につき1以上
 - (2) 心理療法担当職員 児童おおむね10人につき1以上
 - (一時保護施設の管理者等)
- 第6条 条例第21条第4項の規則で定める者は、最低基準第20条第4項の規定に基づきこ

ども家庭庁長官が指定する者とする。

(児童指導員の資格等)

- 第7条 条例第22条第1号の規則で定める児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設は、知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表第1に定める教育内容に適合するものに限る。)とする。
- 2 条例第22条第8号の規則で定める者は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第150条各号のいずれかに該当する者とする。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。